

平成 16 年 2 月 18 日

各 位

会 社 名 スミダコーポレーション株式会社  
代 表 者 名 代表執行役 CEO 八 幡 滋 行  
(コード 6817 東証第一部)  
問 合 せ 先 コーポレートオフィス 合 澤 仁 志  
オフィサー  
(TEL. 03-3667-3381)

## 利益処分案承認(配当金支払い)のお知らせ

当社は平成 15 年 4 月 1 日付けで委員会等設置会社へ移行致しました。これにより、利益処分案につきましては取締役会の承認があった時に定時総会の承認があったものとみなされることとなりました。これを受け、2 月 18 日開催の取締役会におきまして、第 49 期利益処分案の承認をいたしましたので、速やかに利益配当金をお支払いすることと致しました。詳細につきましては下記の通りとなりましたので、お知らせいたします。

### 記

当社定款第 45 条の規定に基づき、平成 15 年 12 月 31 日現在の株主名簿および実質株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、次の通り利益配当金をお支払い致します。

#### 1. 利 益 配 当 金 …………… 1 株につき 金 10 円

当社は連結業績に連動した利益還元を経営の重要課題として位置付け、事業拡大に向け内部留保を充実させながら安定的な配当を継続することを利益処分に関する中長期的な方針としております。従いまして、当期の配当金につきましては、内部留保に意を用いますとともに、株主の皆様のご支援にお応えするために、前期と同じく1株につき 10 円と致しました。(なお、昨年 8 月に中間配当金として 1 株につき 10 円をお支払い致しましたので、年間としてお支払いする配当金は1株につき 20 円となります。)

#### 2. 支払開始日 …………… 平成 16 年 2 月 20 日(金)

第 48 期の支払開始日は平成 15 年 3 月 24 日でしたので、1ヶ月以上早くお支払いができることとなりました。

以 上